地域医療介護総合確保基金（医療分）を財源とすることが不適切な事業

1. 「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業にかかる地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等（詳細は様式3-2別紙を参照）
2. 三位一体改革で一般財源化された事業及び地方単独事業への単なる付替えとなる事業
3. 他の国庫補助で措置されている事業
4. 診療報酬で措置されている事業
5. 施設整備及び設備整備等、特定の事業者の資産形成につながる事業であって、事業者負担を求めていない事業